

議案第 5 0 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。